

令和元年度 藤沢市市民活動推進委員会 分科会 議事録

1 日 時

2019年（令和元年）8月28日（水）午後3時00分～午後5時00分

2 場 所

本庁舎7階 7-3会議室

3 出席者

（1）委員 9人

山岡委員長、坂井副委員長、阿部委員、今井委員、島村委員、手塚委員、西貝委員、細沼委員、村上委員

（2）市側 4人

宮原参事、濱野課長補佐、緒方主任、伊佐治主任

4 議 題

（1）助成事業・協働事業見直しについて

5 配布資料

（1）資料1 助成事業と協働事業の見直しについて（案）

「（仮）ミライカナエル活動サポート事業」

（2）資料2 藤沢市市民活動推進委員 ご意見調査シート

（3）NPOを応援する16人の専門家（発行：藤沢市市民活動推進センター）

6 開催概要

議題1 助成事業・協働事業見直しについて

○事務局より、助成事業・協働事業見直しについて説明が行われた。

○説明に基づいて、以下のとおり質疑応答・意見交換が行われた。

(山岡委員長) ありがとうございます。ご意見は記載いただいでいて、資料2の方にそれぞれ記載がありますが、意見が食い違うところがある訳ですよ。例えば、自治会町内会を入れるかどうかとか、年限を設けるかどうかとか、それぞれご意見はあるかと思えますので、どこかに落とし込んでいかなきゃいけない。ひとつ案として、たたき台として、資料1としてつくっていただいた。それを踏まえて、例えば、こういう意見を出したが反映されていないということもあるでしょうし、あるいは、意見を踏まえての修正だけでもどういう意図の修正なのだとかそういう確認もあるでしょうし、あるいはつくっていただいたものに関してご質問等あるかと思えますので、自由にご意見交換いただければと思います。いかがでしょうか。どうしますかね、分けますか？現状と課題と、その課題の一覧表と、見直しについてとか、各コース3つくらいは…。

(事務局) できれば、資料1の4、5、6ページのコースのところをですね、かなりこの委員さんの中でも、年数とか人数とか食い違いがありましたので、一定程度先に事務局のほうで整理した内容をお伝えさせていただいてもよろしいでしょうか。

(山岡委員長) はい。

(事務局) まず4ページなんですけれども、コース名をですね、ルーキーとかアクセルとかわかりにくいということでございましたので、スタート支援、ステップアップ支援、協働コースという3つの名称に変更させていただいております。

スタート支援コースの対象も、5人という設定をしていたのですが、3人以上というかたちと、あと、最低得点ラインを設定の上上位4団体を専攻するとか、設立から3年未満の団体ですよというところを修正させていただいております。一般とユースに分けさせていただきまして、内容的にはユースの方が3人以上の30歳以下の若者で構成される団体ということと、設立から3年未満の団体は同様です。本市の旧制度市民活動助成事業の採択された団体は除くというかたちにさせていただいております。また、補助金の使途につきましても、対象となる使途につきましても、地域課題・社会課題、あるいは市民の暮らしの豊かさを高める活動に取り組む事業の活動資金として、特に限定はしない。ただし単発のイベントはだめですよというかたちにしております。

ステップアップ支援コース、こちらは旧アクセルコースですけれども、この部分についても、団体の成長支援ということで、5人以上の市民で構成される藤沢市内に活動拠点を有している市民活動団体という定義をさせていただいております。設立から1年以上の団体で、一団体につき2回までの対象です。あとは、補助金の使途の部分につきましても、すこし幅広に考えまして、団体活動の維持に係るパソコンなどの物品購入費用、組織の事業拡大や人的拡大に係る広報広告に関する費用、事業計画の策定に関するコンサルタント料、先進都市の視察に要する費用ということで、一定程度補助金の使途というのをこういうものはどうかということ挙げてさせていただいております。

6ページにおめぐりいただきまして、アドバンスコースをここはもう協働コースという名前にさせていただいております。趣旨につきましても、協働方と地域課題の解決支援をしていきますというようなことで整理をさせていただきました。

ここを少しご議論いただいきたいのですけれども、まあ、地域課題のテーマにもとづく協働事業とするということが前提になりますが、協働相手を市もしくは法人・NPO等を選択し、提案するということが、行政とNPOだけではなくて、NPO同士またはNPOと民間企業とかそういったところの協働も一定程度認めていきたいと思いますかたちにさせていただいております。設立から1年以上の団体で、ここは負担金しようと思っておりますが負担金の使途につきましては、活動団体または市が提案するテーマに基づき2年以上継続して取り組む活動にして、協働相手先については、市に限定することなく、民間についても協働の相手先として想定していきたいかたちにさせていただいております。この辺は委員さんのご意見をいただきまして、事務局の方で一定程度整理をさせていただきましたので、この辺を中心にご意見をいただければと思いますので、よろしくお願いいたします。以上でございます。

(山岡委員長) コースについての説明があったんですけど、今の説明について何かありますか。これ、細かい話になっちゃうかもしれませんね。

(坂井副委員長) その前の部分で逆になにかあるか先に議論を。

(山岡委員長) そうですね。例えば、事業の見直しの視点、ここはかなりおおまかな大きな枠でとらえているので、事業の詳細には影響ないかもしれないですけど、見直しの視点が変われば助成事業自体が変わる可能性があります。あとは見直しの視点、それからその前提となる課題の部分ですね、ここを先にしてから各コースについて細かな話をしていければと思います。

(坂井副委員長) ちょっと質問です。これからの未来課題とか将来課題っていうのが言葉として出てくるんですけども、それは捉え方として、現状ではさほど問題ではないんだけども将来の大きな課題になってくるっていうようなものをイメージされているのか、どうなんだろうと。そうでなくて、NPOって今、目の前の課題じゃないとなかなか取り組みにくいっていうのも現実問題としてあると思うので、その辺の将来課題っていうのをどういうふうに見るのかというのを。

(事務局) 理想を申し上げれば、例えば、10年後、20年後の藤沢市が持つべき未来というものを構想したうえで、今そこへ向けて課題として捉えなければならないのは何かというようなことで位置づけていきたいとは思っておりますけれども、そのNPOの現時点での課題といったものを将来の課題の解決につながるということであれば、それは一定程度理解はできるかなと思っております。

(山岡委員長) 例えば、外国につながる子供たちの学習について、困難を抱えている子が目の前にいると、そういう子は今、課題は目の前にあるけれど、でもそういう子供たちが楽しく元気に過ごしていくことができる、今はいろいろ困難かかえているけれども、5年後10年後は藤沢市ではそういう子供たちもいきいき過ごすことができる、ということであればその目の前の困っている子を助けることも将来課題となるということですね、今の話だと。

(事務局) そうですね。

(坂井副委員長) ちょっとこの、この文章だけは、一般の市民が見たときに、どう捉えればいいのかという、ちょっと思うかなと思ったので質問させていただきました。

(事務局) なかなかこう、地域の方たちもNPOもそうなんですけれども、藤沢市は市総合計画を廃止してしまったものですから、なかなか将来課題が見えにくいという現状があるかと思うんですね。その中でも、やはり人口構造の変化とかそういったものから考えれば、本来であれば未来のかたち、将来のかたちっていう理想というのを構想して現在の課題を捉えるべきだと思いますけれども、今委員長がおっしゃられてたような、今目の前の困っているひとが将来こういうふうになればいいなところの目的があればそこは一定程度、両方の側面を持っているというような捉え方をさせていただければと思います。

(坂井副委員長) 今のご説明でよくわかりましたけれども、それって、なんていうんですか、新しい計画の「誰もが個性の輝きを放つ未来へ」っていうこれですよね、今の話っ

ていうのは。だから、そういう観点の取り組みっていうのを育てていきたいと思いますし、将来課題っていうと将来起こってくる課題によるようになんとなく感じられるので、ちょっとその辺がどうかと思いました。関連して申し上げますと、見直しの視点の上に基本的な考え方があるんですけども、これはこれで考え方としてはいいんだと思いますが、説明の順序としても、新しい推進計画がこういうビジョンができたのでそれを実現するためにこれからやっていくんですよと。振り返って、現行制度を見ると色々課題があるので、そういうのをその制度の見直しの視点と、計画と、現行制度を踏まえたうえでの見直しの視点は次のとおりだ、みたいな。この、なんとなくネガティブな感じがするんですね、今の問題が課題があるから見直すっていう、論理構成になっているので。まあ、計画を生かすためにみたいな考え方で、論点を整理すると前向きな感じにちょっとなるのではと。ちょっとそういう印象があります。

(山岡委員長) 特に私もその、1ページ目の課題で挙げられているまさに下線を引いてくださったところが、他の委員の方からもご意見出てますけれども、ちょっとよくわかりにくい気がするんですね。どうですか、例えば、目的を達成するための活動内容について乖離がありますが、目的と活動内容に乖離があるってどういうことなんだろうとか、市民活動団体を構成する年齢層に偏重があるっていうのはがそんなに問題なんだろうとか、あと、公金の支出目的を明確にするとかっていうのは、ちょっと、ああなるほどね公金の支出目的明確になってないよねとかあんまり思わないのではないのでしょうか。そもそも、そういうことをここで明確にする必要があるかどうかという議論もありますし、ちょっとこれを読んでも、ああなるほどやっぱりこれじゃ見直さなきゃいけないよねってスツと思えないと思うんですね。

今の坂井委員のこととか、もう単純にですね、事業開始から13年経ってるし、見直ししてから5年経ってるわけですね、そうして時間が経過していく中で、いくつかの課題が浮上ってきていると、で新たな基本計画もできたと、だから、再度見直しをするということでもいいんじゃないかなと。課題については別途一覧表もありますし、あんまりここで活動内容と目的に乖離があるんだとか、公金の支出目的がどうなのかということこんなふうを書く必要があるかなっていうのは、個人的には皆さんのご意見を読んだ上でちょっと思いました。いかがでしょうか。

(坂井副委員長) ここは、書くにしても支援する制度ですが次の課題が挙げられますって、内容をすつとばしていいような気がします。どうせ表がありますし。

資料1のこの文章の取り扱いってというのはどういうふうなるのかなってというのが、ちょっと気になったんですけれども。つまり、これ自体が会議用の資料なのか、どっかに出ていくものなのか。

(事務局) 会議用の資料ですね。

(山岡委員長) 会議用の資料だから、見ようと思えば見れるということですよ。公開義務にはなる。

(事務局) 公開対象ですね。

(山岡委員長) だから、なんで変わったのかなと思って調べようと思ったら、これが手に入るってことですね。

(阿部委員) おっしゃったとおり、ここの文章は表がついてますので、特にここに書く必要はないかなと思います。ちょっと参考にお話しをしたいのですが、ちょうど表をみつけまして、議会ですね、予算委員会で、答弁されてるんですけれども、「この制度は、活動の継続性や自立性などを目的とした制度ではございますが、事業終了後、継続的な進展にはつながらないものとなっております、そういった課題を踏まえまして…」って回答しているんです。まあ、これもたしかなんで、これだけでもいいのかなと。でもここの文書の話からいきますと、いま課題をまとめましたということでここに細かく書く必要はないかもしれませんが、議会でもそういうふうの一つの見方として説明されているんだったら、そこだけでも十分な変更の理由になるかと感じがしました。

(西貝委員) 僕も同じ意見なんです、この資料って二つを一つにしているってことは、廃止をしちゃうわけではないですよ。統合していいところはいいところとして残して、変えるところは現況に合わせて何年も経ってるから変えましょうっていうことなんで、全体的にそういう感じが受けられないですよ。最終的にはその協働っていうものが、ちゃんとあるのでそれはそうなんだって思うんですけれども、これずっと見ていると、すべて頭の(1)と(2)は違うのですが、二つ事業名書いているんですけど、じゃあ課題は何かっていうと課題は一緒になっちゃっているんですね。両事業が二つになってかかっているんだと思うんです。僕見てて、よくわからないなと思ったんですけれども。本当は、片方での課題がこういう課題があって、片方にもこういう課題があって、で、だから、こっちはスクラップするんだけど、ビルドする部分っていうのはここをこういうふうにすればよりいいものができるんじゃないのっていうことが、資料として作られているとすごい見やすいなと思ったんですけれども。よく読み取ればわかるん

ですけれども、僕最終的には最後に協働コースっていうのが残って、ちゃんと残ってるんだと思って、僕ずっと見てたら、最初協働事業ってなくなっちゃうのかなみたいな感じで読んでたんです。ですから、その辺の部分が良いところは残して、シフトしていくような感じにすると、すごく発展的になっていくという。

最初の説明だと、あれもダメでこれもダメで、申込する人もあんまりいないみたいな、じゃあやめちゃえばみたいな、ふうに思ったので。やっぱりやるんだったら発展的にやっていくっていうことを、もう少しなんかあるといいかなっていう感じがします。話長くなりましたが、坂井さんの意見なんかと同じです。

(山岡委員長) おっしゃるとおりで、これまでのこの事業の課題が満載で、すごい多くの課題を抱えていて、もうこのままじゃまずいから変えるみたいな雰囲気に取り取れます。だから、一覧表の課題も書きぶりとしてこういう課題もあったよみたいな、現実そうですよね、こういう団体もあったよとか、こういう事業もあったよっていう、そういう書きぶりにしていただいていいかと思います。ぜんぜんダメな事業だったような印象を受ける可能性もあります。そちらの部分どうでしょうか、皆さんご意見色々いただいておりますけれども。

(今井委員) すごくちっちゃいことなんですけど、2ページ目の表の右上の「レクチャー型説明会」って書いてあるんですが、レクチャー型説明会って何だろうという感じに思いました。

(事務局) レクチャー型説明会っていうのが、今回はじめてエントリーシートをミライカナエルシートを作るんですけれども、それ自体が初の試みなので、それを説明する機会を設けさせていただいて、理解していただいた上で、エントリーしていただくっていうのを、それを講義していただきたいなと思います、単なる説明会ではなくて。というところでレクチャー。レクチャー型っていう言い方がいいのかはわからないんですけれども、いずれにしてもそういった説明会の中で、しっかりですね、そのシートを要にしたいと考えておりますので、それを申請したいと思った団体さんが理解した上で提出していただくという流れを作っていきたいということでレクチャーとしています。

(今井委員) なるほど。ただの事業説明会ではなくて、書き方をしっかりと一緒にお伝えしたり、その場でちょっと書いたりということですね。

(事務局) そうですね。

(西貝委員) 僕も細かい点なんですけれども、1ページ目の一番下のところ、先ほどもち

よっとお話がありましたけれども、公金の支出目的を明確にする上でって、これってすごく変なイメージだなと思ったんです。事業を見直して、より有効的に予算を使っていくようなイメージだと、公金の支出目的を明確にするってちょっとあまり上昇的な感じじゃないかなと、皆さまから預かった税金を有効的に生かしていくっていうことならいいんだけど、なんか役所が指摘してやってくみたいなの、まあ実際こうなのかもしれないですけど、文書とすると、より両方とも事業を見直して、より良い事業にしていくっていう雰囲気でもいいんじゃないかなって、細かい点なんですけれども。

(山岡委員長) ここはすごいたくさんご意見出ていますね。皆さんから事前に。あの、公金の支出として適切かどうかというの、ある意味こういう条例があってこういう制度があって議会で認められている時点で、これは公金の支出として適切だということで、あとはそれをどういう事業に配分していくかを審査していくのがこの委員会の役割だと思います。公金の支出目的に適っているかどうかというの、あんまりここで判断すべきことではないのかなっていう気はしますけれど。あとは書くまでもない。

あとはどうでしょうか。細かいところを含めて結構ですので、ぜひおっしゃっていただければと思います。

(坂井副委員長) 組織基盤がぜい弱だとか組織基盤を強化するとか、組織基盤という言葉が結構出てくるんですけど、おそらく現行制度で組織基盤というものが使われているんだろうと思うのでそこはしょうがないかなと思うんですけど、イメージとしてなんとなく人がいないとかね、組織ってそっちのほうに意識がいくような言葉な気がしていて、もうちょっと広く、お金がないとかいうんだったら、運営基盤ぐらいの言い方がよくなかなってちょっと思いました。今後ですね。

それと、表になっている下の段で①のところ、よりよい事業展開を進める本来の協働体制が不十分、その次に公益性と市民の共感を得られる協働体制に課題があるって、この二つは何がちがうのか、どういうことなのかってよくわかんなかったです。本来の協働体制っていうのがあるのかなって、もしかしたらあとの協働事業のところにつながるのかもしれないですけど。

(事務局) すみません、まとめて、あとでお答えさせていただきます。

(坂井副委員長) おそらく、十分な協働体制ができてないぐらいの話なのかなってちょっと思っています。

(山岡委員長) これはどっちかっていうと行政側の話ですよ。協働体制っていうのは団

体っていうよりも。

(手塚委員) 全体的にね、今度の改正の中で、いままでと違っているのを挙げるとすると、コーディネートっていう言葉なんですよね。今までの従来の助成制度でも協働制度でも、内々コーディネートっていうのがあったのかもしれないですけども、これだけ大々的にね、金額をあげてコーディネートっていうことが入ってきている、ってことはまずね、コーディネートっていうことについての定義をね、しっかりここでやっとかないと、各条文についてもありとあらゆるところについても、表のね、①のところ市や中間支援組織がコーディネートに取り組んでいるが、っていうことと、その右の欄の対応のところにコーディネートの充実をはかるってあるでしょ。コーディネートっていうのは、そもそもどういうことなのか、コーディネーターっていうのはどういうひとがコーディネーターなのか、それをきっちりね、事前に定義しないと、これはオープンでコーディネートがいくらっていうのが出てくるわけだから、そうすると、その合格したあとにね、コーディネートがつくわけですよ、この前からの確認でね。そうするとね、コーディネーターそのものはね、その団体の知識レベルよりもね、低いわけですよ。その当然、今の時点では、参加した時点では。そうすると、そのコーディネーターっていうのはね、何をするのかっていうことなんですよ。で、あのおとき申し上げたのは、応募する前にね、コーディネーターがいるっていう意味ならば、登録の仕方だとか、プレゼンテーションの仕方だとか、文書の書き方だとか、そういうことを教えてあげるっていうコーディネートなら意味はわかるんですよ。合格しちゃったあとのコーディネーターっていうのはね、何をするんだっていう。その辺がね、きちんと最初から定義しておかないと、全てのところにコーディネートっていうのが出てくるんですよ。コーディネートっていうのは、もともとじゃあ日本語に直したらどういう意味なのかっていうことなんですよ。意味をね、はっきりさせてください。この前聞いたときに、コーディネーターはどういう方がやるんですかって聞いたときに、横浜市のなんとか具体的な名前が出てきましたよね。そう人がやるっていうことを聞いたんだけど、わたしが知ってるその人はね、具体的な中身のコーディネートをする人じゃなくて、全体の運営とかね、そういうのにはすごく長けてる人なんですよ。だけど、一つ一つの案件の中身について指導するとか、そういうことについては、なんかのことについてはいいかもしれないけど、どんな問題が出てくるかわからないのに、だから最初にね、コーディネーターをつけるときに、そのコーディネーターの何十人かのリストがあって、きちんとこのコーディネーターはこう

いう形式があって、こういうキャリアがあってこういう人だから、この団体にこの人を推薦しますと。それはやっぱりこの委員会で決めなきゃまずいですよ。具体的にコーディネーターをどうやってその団体にマッチングさせるかが書いてないんですよ。だから、コーディネーターっていうことをもう少しね、非常に大きな目玉なんだから、しっかりここに書く必要があると思います。どう思いますか。

(山岡委員長) その通りですね。コーディネーターって何かと何かをつなげるとか、そういう間に入る人みたいなニュアンスがあると思うんですよ。

(手塚委員) だから、何と何の間に入るのかっていう。

(山岡委員長) そう。だから協働事業だったらコーディネーターあり得るんですけど、ひよっとするとそれ以外のスタートアップなんかは、コーディネーターっていうよりもアドバイザーみたいな位置づけになるのではないかと、今のお話を聞いてて思いました。

(手塚委員) アドバイザーにしてもさ、その団体がね、こういうことをやりたいって一生懸命取り組んできて、ここの審査会でプレゼンテーションもやって合格したと。その時点では今一番精通している団体なんですよ。その団体にね、どうやってアドバイスするのかって話なんですよ。アドバイスする必要なんてないんじゃないですか。その課題についてその団体が一番よく知ってるんだから。

(山岡委員長) だた、ひよっとすると課題解決の手法とか、例えば他の地域の事例とか、課題解決していくときの仕組みの作り方とか、そういうものだったらアドバイスできるかもしれないということですよ。

(手塚委員) だからそんなにね、パッとチームにね派遣されて、アドバイザーがそれなりの見識があるかっていうんですよ。それだけ、予備軍として、コーディネーターを抱えておられるかって、相当な範囲にわたってね、コーディネーターを抱えておく必要がありますよ。だから、コーディネーターということ自身にね、それは意味ないんじゃないかと。むしろあるとすれば、市民活動推進センターの今までの人たちがどういうことをやって、どういう結果になったかって熟知してるわけだから、その人たちがアドバイスするんだったら非常に効果があると思いますが。少なくともね、ここにコーディネートはとか、コーディネーターはとかそのことについて、項目をきちっとつけておく必要があるんじゃないかな。だから、ここに意見で書いてありますように、最初のね、立ち上がりコースの人とかね、これから初めてのコースの人たちはテーマもそんなに難しいテーマじゃないし、そういう人にはね、むしろ必要なのかもしれないけれども、そのコー

ディネーターがついてまでね、そんなことをやる必要があるのかっていうんですよ。むしろ自発性を欠いてしまうわけだから、やっぱりその団体の自主性に任せてやった方がいいんじゃないか。だから、税理士とかね、公認会計士とか、そういうことについて、金の使い方はどうすんだとかそういうことについてのアドバイスは、一般的に市民活動推進センターで公認会計士とか抱えといて、何かあったらその人たちにアドバイスを求めなさいっていうのはわかるんだけど、その団体にのめりこんで一緒にやるっていうコーディネーターは、しっかりここに文書で書いて決めておかないと。っていうのはね、コーディネーターを採用するかどうかっていうのは団体の意思ですよ。いらないうて言うのならやらなくていいですよ。必ずつけなくちゃいけないっていうわけではないでしょ。だからその辺のところもさ、どうするのか。

(山岡委員長) コーディネーターが、アドバイザーがとかそういう話は別として、団体の立ち上がった当初なんかは、第三者の視点が入るっていうのは、私は意味があるかなという気はします。もちろん、団体側が俺たちの好きなようにやりたいんだって思ってたとしても、そういう第三者の専門家の視点が入ることは意味があるかなとは思いますが。けれども、おっしゃるように具体的に何をするんだっていうと、ひよっとすると市民活動推進センターの相談業務の範囲のなかに収まるかもしれないし、あるいはこういう助成金や協働事業をとったところはセンターの方できちんとアドバイスなりコーディネートなりをすとか、手はあるかなと思います。

(手塚委員) だからね、なんで市民活動推進センターって言ったかっていうとね、推進センターはもう15年の経歴があるわけですよ。そうすると、藤沢市のあちこちで起こっている事例そのことについて熟知しているわけですよ、あそこにいる職員の人たちは。だからそういう人たちがアドバイスするっていう、コーディネートするっていうことには意味は非常にあるんじゃないかと。だけど、そういうことを関係なくね、藤沢市のことなんかなんにも知らないって人がポツときてですね、アドバイスできるかっていうことですよ。まあできないんじゃないか。だからコーディネート制度そのものについては反対じゃないんですよ。だけど、コーディネートするなら、コーディネーターを市民活動推進センターできちっとノミネートして養成しておくっていうことが必要です。そうするとね、なぜいいかって言うと、藤沢市で出してる各13地区で出してるいろんな基本データがありますよね。そういうデータを市民活動推進センターは熟知しているんですよ。そういうのに基づいてアドバイスできるんだから非常に良いんじゃないかと。そ

ういうことにやったって、それはね、5年6年くらい前に同じようなアイデアがあつて、それはこういうところで失敗したからやめたほうがいいんじゃないか、そういうアドバイスができるんじゃないかと思うんです。だからコーディネーターというのに反対しているんじゃないかと、このコーディネーターっていうのは非常に良い制度なんだから、そのコーディネーターは市民活動推進センターありできちっと統括して、そこに登録している人たちが、逐次応援していくっていう制度にすれば非常に充実した独りよがりじゃない団体の活動になるんじゃないか。

(今井委員) 今のコーディネーターとかの議論に関して、話聞いてるともしかして伴走支援担当者ぐらいの名前とか位置づけのほうがしっくりくるのかなって気がします。特にスタートコース、ステップアップくらいは。現推進センターのスタッフで適正な人がいればその人が担ってもいいし、マンパワー的に難しければ他の人に頼みつつ、推進センターとも連携してやるような感じにすれば成り立つのではと思いました。

かといって、推進センターの事業に吸収するというか、推進センターが全部担うっていうのは、それはそれで難しいのかなと思うのは、ひとつはマンパワーの問題と、あとは推進センターは今までもなにかあれば相談できる先として存在していましたが、となると団体側から能動的に相談しようと思わないと、なにも相談しないし、情報が入ってこないの、あえてここでコーディネーターとかアドバイザー的なひと切り出しているっていうのは、ちょっとおせっかいな伴走者というか、支援者自ら団体の方に最近どうですかとか声をかけるとか直接話す場を自分から設定するような人をちゃんと用意していくことに意味があるのかなと思いました。それぐらいやらないと、団体さんも忙しくて何に悩んでいるのかわからないうちに、助成期間が過ぎてしまったりとか手遅れになってしまったりするので、その辺も含めて丁寧に能動的に支援サポートしていく人を置きますよみたいなことだと思います、ならこれはいいと思います。

(手塚委員) この前、善行ののりあいバスの話がありましたよね。あの人たちは、非常に勉強してね、やられてたんですよ。いいんだけど、あとき僕がアドバイスしたのは、静岡市とかね、色んなところで民間でやっているところがあるから、そういうところでやった人たちの、意見なんかを聞いたらどうですかと。もし、コーディネーターとかそういう人たちを人選するのならね、合格した第1回目の委員会のなかでね、提案された合格したその案件についてね、委員の皆さんの中で、そういうことについてアドバイスできる人選が誰かいないかどうか、まずここでやってみて。そこでね、これだけ十何人い

るわけだから、その人たちの中で、そのアドバイスできる人がいればその人たちを推薦するとかね。だから、コーディネーターとかアドバイザーを推薦する、その団体につけてあげるシステムをつくっておいてあげないと、非常に混乱すると思う。

(今井委員) そうですね、現状どのアドバイザーをマッチングするかは、システムというかステップが抜けてるといえるのは、本当にそうだなと思っていて、ただ私のイメージだとそれをくっつけるのも伴走支援者、コーディネーターの役割かなという気もしているんですよね。団体さんが必要なアドバイスってその時その時で変わるし、助成受かった団体で…。

(手塚委員) だから、もうこの制度やってさ、もう何十回やってるんだからさ、コーディネーターがないから問題があったっていう事例があるのかっていうんだよ。じゃあ何が問題だったのか。

(今井委員) 何が問題だったかっていうより、より良くするためにつけるっていうことかなと思うんですけれど。

(手塚委員) より良くするんじゃないよ。より良くするのは団体が自らの力でより良くするんだから、より良くする方向が間違っているんじゃないかっていうことをさ、まあどちらかっていうと方向がね、合格した趣旨と今やってる活動が違ってるんじゃないかっていうことをやってやるのはコーディネーターの役割だよ。

(今井委員) それも一つそうだと思います。

(手塚委員) だから、まずはさ、コーディネーターとは何なのか。コーディネーターとは何なのかってことをきちっとさ、応募要項につけなきゃいけないんだから、それをつける必要がある。合格した場合には、アドバイザーなりコーディネーターを推薦するなりして、つけることがあります。そういうふうにするのか、必ずコーディネーターが参加することになりますから、コーディネーターと一緒にやってくださいっていうのかね。その辺のところをはっきりさせていかないと、ここに書いているコーディネーターっていう項目がね、すべてのことで議論になっちゃう。

(事務局) 今の話なんですけれど、実は現公益的市民活動助成制度の中にも、アドバイザー制度っていうものを設けているんです。ただ、これをずっとやっているんですけれども、どの団体も利用していただけてないというのが課題としてありまして、初回は推進センターの方が無償でやっていただけるんですけれども、そのあと専門員が16人いらっしゃるしまして、そういうところにつなげるときは有料になってしまうんですけれど

も。そういった中で、うまく活用していただければなっていうのがあったんですが、長年ずっと利用されてないっていうので、今井委員がおっしゃるとおり、ちょっとおせっかいな方が入っていただいて、うまく利用していただければなっていうことで、これを行っています。ただ、コーディネーターの中身については、確かに手塚委員のおっしゃるとおり、まだ具体的に決まっていないう部分もありますので、それについては皆様にご議論いただければなと思います。

(手塚委員) だからね、僕は反対しているんだけど、自治会とかね、13地区の暮らしまちづくり会議の中のね、規約見るとね、13人で構成するって書いてあるんだけどね、その最後にね、その必要に応じてアドバイザー・コーディネーターを委員として迎えることができるって書いてあるんですよ。選出したメンバー以外にね、特別な案件が出て、それに必要な知識を持ってる方をその時期に応じてだけ、特別に委員として招聘することができるって書いてあるんだけどね、ほとんどね、今言われたようにね、使っていないだよ。なぜ使っていないのかというね、そのことについてね、具体的な記述がないんだよ。設けることができるって書いてあるだけで、ないの。だから、これもこのままだと、面倒だから俺たちだけでやろうと思ってるのに第三者が入ってきて余計な事言うのが嫌だと思って、拒否するんじゃなくて求めないんですよ。だから、求めるような良い文書を書いておけばいいんじゃないかなと。求めるぐらいのことであればね、団体だけでやっているよりも、より良い方向に行くかもしれないかもしれないですよ。第三者のコーディネーターを入れてやってみたいと思えるような、ここに一行なりを入れて、こういうことのためにコーディネーターが用意されてますよって明文化しておけばね、団体はよろこんでお願いしますっていうことになるかもしれない。

お願いしますってなった場合には、今度派遣する側もコーディネーターの人は、きっちりとこの推進委員会でやるのか、市民自治課長がやるのか、そこをはっきり決めておかないと、だれでもできるってわけじゃないから。

(村上委員) ちなみにあまり機能してなかったアドバイザーってどういう分野でしたっけ。法務とか…。

(事務局) あらゆる分野ですね。推進センターがもっている16人の専門家のチラシと同じメンバーです。

(村上委員) 法的にどうなのかとか、組織運営上の会計の問題だとか、あるいはITを活用する場合の部分とか、そういうアドバイザーさんたちってことですよ。そういうの

をうまく使って、団体が自分たちの活動するっていう上で、自分たちのノウハウがないものをアドバイザーさんをうまく活用してもらいたいっていうところが、うまくいかないので、そこをうまく回すためにコーディネーターさんとかいて、こういう人たちに相談した方がいいですよとか、自分の持っているノウハウがあればそれを提供するっていう人が一緒に伴走型でやるというイメージがこのことなんですかね。

(事務局) そうです。

(村上委員) そうすると、先ほど今井委員がおっしゃられたように専門分野でやってくっという中で、コーディネーターさんがたとえば横浜でこんなことやってる、同じようなことやってる団体さんがいますよって紹介するとか、そういうことはたしかにできるかもしれないですね。だから、なんでもかんでも対応できるようなコーディネーターさんを割り振られがちに選出しておいて、どんな団体さんが応募してくるか分からない中で、コーディネーターさんを我々がコーディネートってなんかすごく難しいですよ。今言ってるような、コーディネーターさんの役割をもたせて伴走型で、団体の運営なんかを見ながら適宜必要な情報を与えたりとか、というようなかたちのイメージですかね。

(手塚委員) 今推進センターにね、写真入りで16人のメンバーがいらっしゃるわけですよ。あの人たちは、もう合格した団体は、自由に優先的に相談していただくのは結構ですと。その代わり、その16人の人たちにはね、一年間スタンバイしているわけだから、それなりに相談受けようが受けまいが、ここにあるコーディネーター料っていうのをね、当分してみんなに配っちゃうわけですよ。配っちゃっておいて、来たらば優先的にその団体についての相談に応じてください、というようなね。ということはね、今ね村上さん言ったようにね一人が万能でね、全部を受けられないですよ。

(山岡委員長) アドバイザーとその伴走支援のちがいは、アドバイザーは相談に来れば何でも答えてあげるよって感じだと思うんですよ。伴走支援は、親身になってその団体がこの事業うまくいくかどうか、一緒に相談のって考えてくれるとか、たぶんそういうレベルだと思うんですよ。

だから、ちょっとスタンスが違う気がして、伴走支援は、特にスタートアップのときはすごくいいと思うんですよ。これはこうだよって教えてくれる人よりも、これどうしりたいんですかねってときに一緒になって考えてくれる、これは知識とかじゃなくて、どっちかっていうと伴走的なハートなんかが、大事だったりするんじゃないかと思うんですけど。

(手塚委員) だから、自治会の人たちが、書類が大変だとかね、なんか言ってるときの伴走はね、もう自治会のそういうもんだって決まっているわけだから、そのことについていけば、そのことだけなんですよ。ところが、合格したものについては、色んなテーマがあるわけだから、そのテーマにぴったりしたコーディネーターをマッチングするっていうのは非常に難しいんじゃないか。

だから、最初から応募する前から、最初のシートがあって、申し込みの必要などところを書いておいて、それを市民自治推進課が集めて読んでみて、これは大体大丈夫だということになったらOKを出して、ノミネートシートですよ。その段階で、内容がわかるわけですよ。もしこれで応募するならば、こういう人がいるから、こういう人と一緒になって、アドバイザーなり一緒になってつくったらどうですかっていうんだったらね、初めからわかっているから意味があるんじゃないか。そこからやっていけばね。今だけど、合格しちゃったあとのコーディネートだからね、非常に難しいんじゃないかなど。コーディネーターとコーディネートの定義をね、しっかりしておけばいいんじゃないかなど。どういうふうにするか。

(山岡委員長) 現実的には、たぶんコーディネーターの人選含めて業務委託をせざるを得ないだろうなという気がしますね。どこかの中間支援組織にね。そこはちょっと考えなきゃいけないですね。

(手塚委員) だから、推進センターに16人もいるわけだから、16人プラスね、助成金担当っていうかそういう人たちの今まで合格したひとたちの中から、自由なアドバイザーなんかを用意しておいたらどうなんですかね。

(山岡委員長) その専門家が、本当に市民活動の伴走支援ができるかどうかっていうと、ちょっと難しいですよ。

(阿部委員) 善行ののりあいのお話なんか言いますとね、組織をつくるときにはそういうふうなアドバイザーは欲しかった、今何が欲しいかっていったら、経営コンサルなんですよ。そのためにはどうするかっていうと、あそこの地域、バスの停留所から何m内にどれくらいの人数がいて、そのうちの何人が利用しそうで、それがという統計をとる人がまた別、それを総計処理して、そうしたときに200円を180円にしたらなんかというひとが別、それを計算してどこでやっていくかという全体をやっていく経営コンサルみたいな人がいる、それを一人にやらせても無理なんです。だから、本当にコーディネーターって誰ですかって言われると、あの団体にいるのは次の事業戦略、お金の入る

戦略を立てられる人がいるんです。

(山岡委員長) 当然ステップによって違うということですよ。ここは、再考の余地ありですね。

(阿部委員) そうですね。コーディネーターっていう書き方がいいのか、コンシェルジュでいいのか、アドバイザーがいいのか、本当そういうことなんですよ。16人でカバーできるか範囲かどうかというのもおっしゃるとおりなんですよ。あるアドバイスを受けた人が、そのアドバイスならこういう人に来てもらわなくちゃいけないよっていう推薦をできるぐらいの力を持ったアドバイザーが要ということなんですかね。コーディネーターで片づけてしまうとね、魔法の言葉になっちゃってるんですね。

(山岡委員長) こんなふうにならざるを一方的に押し付けられて、しかもうまく団体の状況とマッチしないコーディネーターがついちゃうときですね。予算だけつけているからお金は垂れ流しでぜんぜん使われないみたいな、こんな最悪の事態になりかねないですよ。

(西貝委員) 僕それはそうだと思うんですけど、ただ今までこういう人がいいですよって言うのに、推進センターも含めてそういう利用がなかった、発展的にならなかったんですよ、今までは。ですから、それだったら逆にコーディネーターかわからないですけど、そういう人がくっついて良い悪いはともかくとして失敗するかもしれないですけど、逆の発想をもってやるっていうのは、この制度が再出発するにはスタートのやつだけでも、そういうようなことを割り切ってしまうと、それをちゃんと公金支出のなんとかっていうのを含めて、ちゃんと市の方が見るとかっていうようにして、割り切つてやるっていうことも僕はありなんじゃないかなと。この見直しをしたんだから、その中ではやっぱり、そういう制度にするっていうふうに、なんかどっちにしても中途半端ですよ。

(細沼委員) 結局いらないうっていったら、いらなくなっちゃうから、必ず一人つけますよってということで、特にスタートの段階はあってもいいんじゃないのかなって。

(西貝委員) そうしないとダメみたいな。じゃないと、またダメだったのでってなっちゃう。

(細沼委員) 一応、そういう人も今回つけますよみたいな前提で。

(阿部委員) その市民活動っていうのは、自主的なのか、そういう上からこうやりなさいってやっていいのか、議論ですね。やってみたいですけど。

(西貝委員) コーディネーターの人がサポートしているわけだから、伴走ですよ。

(阿部委員) 伴走してほしいと言わせるかどうかであって、いりませんって言うのに、むりやりつけるというのは…。

(西貝委員) だったらこういう制度は使わなくていいですよって。この制度はこういう制度なんですよっていうふうにして。

(今井委員) 私たちも考えながら、団体さんと課題を共有してやっていきたいんですよってぐらいの感じにして。

(阿部委員) その自由度があるんだったら賛成ですよ。

(山岡委員長) だから、コーディネーターって新しい仕組みなんで、例えば見直しをするけれども、一年経った時にもう一度、コーディネーター制度の振り返りをするとかね、本当にいらなかったかどうかとか。

(手塚委員) コーディネーターの審査をしているようなもんだね。この一年間。ついたコーディネートがよくやったかよくやらなかったか。

(山岡委員長) あと、活用方法とかね。

(手塚委員) そういう内容が問題なんだからさ、コーディネーターそのものが問題じゃないんだからさ。

(山岡委員長) 伴走支援は、ちゃんとやっている団体としては、あったら嬉しいと思うんですよ。

(今井委員) それは伴走支援者が必要に応じてつなげる先ってことですね。

(西貝委員) これは、推進センターの方の相談があって、そこから流れていくんで、そこにポンっていってしまうわけではないですよ。

(細沼委員) この資料にあるパソコン整備の山本さんって、市民活動でホームページの立ち上げとかすごい活躍している人で、ホームページをもっとステップアップしたい人が結構頼んだりとか、講演会とかもやっていらして、逆にこういうのをつけちゃって、こういうふうを選べますよっていいんじゃないかな。

(手塚委員) だから、社会保険労務士とか司法書士とかね、事業やろうとすると、色々障がい者の人たちを中に何人入れなくちゃいけないっていったときに社会保険料はどうするかこうするかっていうと、この中に書いてある特定社会保険労務士の人たちにね、相談して物事を進めていかななくちゃいけないから、こういう人たちに対するアドバイスは絶対に必要になっていくんですよ。特にアドバンスコースの人たち。そうすると、この人たちを抱えちゃうわけにいかないわけだから、やっぱり16人プラス何人かの人

たちの中に相談しに行くっていうそのチョイスをね、優先的に合格者の人たちに、アドバイザー制度はこういう制度で授与しますと。そういう特権を与えることのコーディネーターとしていいんじゃないかなと。

(山岡委員長) まあ、今のお話の中では、せっかく見直しの中でコーディネーターつけるってことがあるので、やってみましょうと。ただ、その中身については少し、ただコーディネーターつけます予算ポンっていうかたちではなくて、コーディネーターをつける具体的などころまである程度新しい見直し案の中ではっきりさせた方がいいでしょうということですね。

(手塚委員) コーディネーターっていう項目をつくってさ、コーディネーターはどうか、それから年間5万円とか10万円とかなってるその支出をどうするのかね、ある程度しておいてあげないと、団体によってはどういうそのお金をコーディネーターの人にあげるのかっていうことがわからないよね。それは一括、市民自治推進課がついたコーディネーターにやろうがやるまいが決められた金額を払っちゃうのか、というその辺のところもさ、きちんと決めておかないと。

(坂井副委員長) 色々とお話伺ってて、やっぱり強制するって難しいのかなっていうのが一つ感じるのと、それから何か特典をっていうところにヒントがあるんですけども、例えばアドバイザー相談っていうのも、資料の開いた右下のところに注意事項ってありますよね。ここ見ると、各アドバイザーに対し1団体あたり1回のみだとかね、2回目からは費用がかかりますよとか、講師派遣は原則費用がかかりますよとか書いてありますけど、そういうところを1回だけ無料じゃなくて、例えば何回でも無料で相談できますよとか。

(手塚委員) その代わりに、コーディネーター料っていうのは全部一括してこの方たちを統括している推進センター長にお渡ししておくんですよ。で、実働に応じてこの方たちに配ればいい、非常に明瞭ですよ。

(坂井副委員長) その二回目以降実費がかかる部分をこの予算で負担するようなかたちにしてあげるっていうのはあるのかなあと。

(手塚委員) それはね、二回目以降はね、大変ですよ、金額がはってくるから。だって責任があるんだもの、言ったことに対して責任取らなきゃいけないでしょ。

(山岡委員長) それもそれであると思うんですけど、今感じたところは完全にアドバイザーだけど、伴走支援はちょっと違うと思うんですよ、伴走支援にはならないこの人

たちは。専門的な知見からアドバイスができるけど、親身になって相談にのってあげることはできないと思うので、そういう人をどうするのか。これはこれであっていいと思うんですよね。

(坂井副委員長) 申請するときに、例えばコーディネーターに色々お願いできることみたいなメニューで示したらいいんじゃないかな。例えば伴走型支援を希望しますとチェックしておいてもらえば、審査のときに伴走者をつけるように予算の範囲で考慮するとか、あとは自分たちは財務が弱いからそういう専門家のアドバイスがほしいとか、そういう人のアドバイスが受けられるようにちょっと措置しておいてあげるだとか、というのもありだと思います。

(事務局) すみません、ご存じかと思いますが、公益的市民活動助成事業については、先ほど言ったアドバイザリー制度が利用されないってことで、そのあとにですね、この2年間は伴走支援っていうのを実は入れているんです。内容としては、2～3ヶ月に一回の伴走支援ということで、年間約5～6回の講座と相談会、それ以外に必要があればメール等にて相談するというので今試してやっています。ぴったりついて伴走というよりも、ちょっと距離をあげたような支援というかたちなんですけれども、一年目については一番初めにこういう方がつきますといっても、特に相談することがないといった団体さんが多かったんですけれども、今年度については伴走支援の方をうまく活用されて色んな方面で相談していただいているというのもあるので、どこまで濃淡あると思うんですけれども、一緒に伴走支援やっていけばいいのかっていうのは今、検討中というところではあります。それがいわゆるコーディネーターであるのかっていうのも、どうすればいいのかなっていう部分も。

それとは別に協働事業の方では、協働コーディネーターさんがいらっしやって、それは推進センターの方にやっていただいているんですけれども、それにつきましては、申請していただいて、夏に審査がある前に団体と市役所の関係課との調整期間ということで色々打ち合わせに参加いただいて、それぞれが思っていることの方角性を整えていただくというような役目で参加していただいているということです。

そういった二つのものの要素があって、新しい制度になってっていう中で、コーディネーターって言葉はあるんですけれども、そこを良いものは残していきたいという気持ちはありますし、ちょっと足りないっていう部分はどうすればいいのかなっていうのはあるので、そういったところで検討しているということと、アドバイスをいただければ

という現状です。

(山岡委員長) 今試行的にやっていて、団体さんがうまく活用されているというのであれば、そういう声もここに盛り込んで、より充実させていくんだとか、そういうふうにするればいいと思うんですよ。それとやっぱり、それがうまくいかなかったときに見直せるようにしておきたいとは思いますが。ついてはいるけど、現実には活用していないぞみたいなことが発生してくると、そこはちゃんと見直して適切にできるようにしたい。入れるのであれば、今やっていることの団体側にとってのいい意味みたいなものを入れ込んでおく必要があると思います。

残り45分くらいになったので、各コースの細かい話についてご意見を。先ほど話したとき、特に協働のところですね、行政以外との協働も入れるんだという話もありますのでご意見をお願いします。よろしいでしょうか。

(坂井副委員長) 協働のところを申し上げたいと思うんですけれども、市以外の民間団体同士の協働のところに着眼されているからとてもいいかなと思うんですけれども、そこに一つ課題がありまして、これ負担金で考えてるわけですよ、協働事業だから。市とNPOの協働だから市が負担金を出しているんですね、一緒に事業やるにあたって自分たちがこれだけ負担しますよって負担金を出すんだけど。民間団体同士ですと、負担金というより補助金ですよ、その辺をどう解決するのかなって。市の財政の方で節間利用みたいなのを柔軟にやらしてくれるっていうお約束が取り付けられているのであれば、予算が固まったあとでも、そういうことができるのかなと思うんですけれども、その辺をどうするのかっていうちょっと考えておく必要があるんじゃないかと思います。

(手塚委員) あのね今の話だけけど、非常にいいことなんだけれどね、審査するときね、この間のオリンピックの審査のことなんだけれどさ、結局団体が出てきたときに、片方落として片方採用、だいたい同じようなことやっているんだけど、片方採用で一点差とか二点差で。そういうときは話し合いで両方で一緒になってやったらどうでしょうか。お互いに。そのときに仲介をとってね、二つの団体で点数が上のほうがね、じゃあリーダーになってやったらどうですか。なんかそういうね、その民間同士の場合はそういうことがあると思うんだけど、最初の応募するときから二つの民間が集まって共同体でやるっていうのはね、ちょっと反対だと。なぜかっていうとき、責任の度合いっていうかさ、そのときには二つの団体が団体の中からの委員を出し合ってひとつの団体を構成してね、その団体が申請すべきですよ。民間同士がね、こういうところの席上で集

まっで一緒になったらいいんじゃないかっていう意見があったら、それはものすごく大賛成なんだけど。

初めから二つの団体が合わさっていいんじゃないかっていうんじゃなくて、それだったら一つの団体を構成してね、チーム編成してひとつの新しい名前として応募して責任きっちり大将を決めて応募するのがいいんじゃないかなと思いますよ。もう少し熟成してくればね、団体同士の結合でやっても責任のなすりあいっていうのがなくなるからいいと思うんだけどさ、当面はやっぱりもしやるんだったらその方がいい。だから、団体と行政との協働は、これははっきりしてるんだからいいんじゃないか。

(山岡委員長) 私も個人的には、こういう NPO と企業の協働はやったらいいと思うんですけど、行政が予算とる協働事業は、行政との協働でいいんじゃないかと思います。民間同士は民間同士で勝手にやっていただいたらよくて、むしろ行政と民間の協働には難しさがあるわけじゃないですか、お上意識の問題だとか、お金の出どころだとか対等にパートナーシップを組んでいくことのむずかしさがあるって、やっぱりそれを克服していくことによって、ここでいうところの暮らしやすさや公益性につながることを期待しているわけで、そこに対して行政が積極的に、普通にやったらなかなかむずかしい、行政と民間との協働をこういう枠組みの中でやっていこうじゃないかと支援することに意味があると思います。NPO と企業の協働を支援する枠は別途どこかにあってもいいかもしれないんですけども、ここはまさに負担金と先ほど坂井委員が言っていたように、行政とでいいかなと。例えば、企業と NPO とか企業と一般社団法人が2社あるいは3社で、合同で申請してくるとか、そんなのはあってもいいかなという気はするんですけども、民間同士の協働は、ここではなくていいかなという感じはします。それを行政として推進するのはいいけれども、協働事業負担金の枠の中でそれを入れなくてもいいんじゃないかなと私は思います。

(坂井副委員長) おそらく、団体同士の民間の NPO 同士とか、そういう民間の協働みたいなものをもう少し盛んにしたいなっていう意識がたぶんおありになるんだと思うんですけども、協働コースじゃなくてね、例えばステップアップ支援の中に、複数団体が協力して行う事業っていうのも対象にしちゃうとか、そういう位置づけもあるかなと。そうすると、さっきの負担金と補助金の話も解決しちゃうんですよ。

(西貝委員) 僕も同じ意見なんですけれども、こう見ててそういうようなステップアップのところでこっちにこなくちゃいけないわけで、このところに何もなかった団体がここ

のところをほしいというダメなわけですね。単純に言うと。ですから、協働コースで例えば実行委員会みたいなとか、建設会社と役所なんかと協働なんかでつくりますよね。それが市役所から委託料、工事費出すわけですから、それと同じように実行委員会みたいな協働なんか体をつくってもらって、そこと行政が一緒になれば負担金で済むか、もしくは、3つやって市も入って協働事業やる、という必ず行政が入ることが、協働事業であって、行政と協働だと。そうじゃない部分の協働については、坂井さんが言ったようにステップアップのところにもう一つ枠つくって、そういうものを行政が入らないであってもいいのかなと。逆にこれが、この制度の検討の目玉の一つになると思うんですね。

(山岡委員長) だから、スタート支援にユースコースっていうのがあるように、例えばステップアップ支援に民間協働コースみたいなものがある、そういうイメージですね。

(西貝委員) そうするとこの制度の魅力が。今までこの制度にはそういうのがなかったんで、そういう傾向が出てきた中で、運用でそういう制度を作ったんですよっていうふうなことを。

(今井委員) 協働のところで、私がつっこんじゃったのが協働ってさらっと書いている中で、行政と NPO との協働しか想定されてないことに違和感があって、ちょっとコメント書いちゃったんですけど。他の委員と同じ意見で、行政が NPO の協働をしっかり応援していくっていうのはそれはそれで大事だと思うので、私の意見はむしろそれを切り出せばいいんじゃないのみたいな意見を言ったところ、こういう協働コースができたのでいいなと思って。それは NPO 同士の協働とか色々ごちゃ混ぜにしちゃうと大変だから、市と NPO の協働にしっかり特化されるのならそれはそれでいいと思っています。今言ってきたような、かといって、民間同士の協働もやっぱり大事にした方がいいと思うので。

ただ、ちょっと別の話になってしまうかもしれないんですけども、市と NPO との協働をやろうとしたときに、今までやってきてできなかったっていう反省があると思うんですけど、今までの協働事業が枠はあったけれども、市の方も担当課があんまり積極的じゃなかったねとか、応募も少なかったねとかそもそも協働事業に反省があって今回の見直しっていう経緯もあったと思うので、この協働コースで中身を行政と NPO の協働に絞るってした場合も、結局そこも機能しない可能性があるなと思って、そこどうするか懸念に思っています。

やるなら、今までの協働事業提案制度は何団体も出せる枠があつて、かなり大きくや
つてたんですけど、本年度や来年度は1、2団体に絞つて、本気でやるぞみたいなかか
たちで、この協働事業のかたち、モデルケースみたいなものをしっかり作つて、市民自
治推進課とどこかのNPOが協働しているとかいいと思いますし、ちょっと本気で1個
2個事例を作つて行政の中を動かして、協働事業やっついこうみたいな流れを作つてい
くつてしないと難しいかなと思います。

(手塚委員) だから、民間同士がやるっていう枠をね、一つ作つておくっていうのは大賛
成なんですけれど、それはそれでいいんじゃないですか。だけどその、そうするとね、
中身の討論もさることながら、3つなら3つの団体が組織をつくつて応募しようとした
ときにね、その3つの団体が応募するっていう手続きみたいなものが非常に複雑になつ
て、中身よりもそっちの方に時間がとられてちゃうんじゃないかなって心配。1つの団
体がやるときにはね、少なくともNPOが応募するっていうときには、総会なりね、あ
るいは理事会なりでね、こういう問題を市民活動として応募するからいいなと理事の了
解をもらったうえで提案してくるはずですよ。それが今度3つの団体ということにな
ると、その手続きっていうことだけでも大変だよ。だから、その手続きを経て、無事
に応募する体制になつてできるっていうことまでこぎつけなければいいから、その枠は作つ
ておいていいんじゃないかと思いますけどね。非常にそこまでいく実現の過程が、非常
に大変だと、手続き上、だれが最終責任になるかと。

(山岡委員長) あるとすれば、もともと協力関係のあるNPOと企業とかね、そういうと
ころでしょうねおそらくね。このために新たについていうのは、なかなか難しいですよ。

(手塚委員) そのときにどこが代表になつてね、残りの2つは協力団体ということになつ
て、主になる団体が提案してくるでしょう。ただね、そういうこともあるけどね、この
前の方向で、高校生が提案してきたのがありましてね、それは藤沢市内でやるのと、広
島かなんかで事業をするのと、そういうのがあつたんです。そういうときはね、やろう
としていることは同じなだけけれども、やる場所が違つたと、やることそのものは同じだ
から、それは協働で認めてもいいんじゃないかと思うんです、やる場所が違つたから。だ
から、あの時は可哀そうに一つは落つちちやつたんだけさ。

だから、もし民間でやるっていうんだつたら、なんか民間でやるというメリットがあ
るシステムにしておいてあげるとねいいんじゃないかな。

(山岡委員長) あと、協働コースで気になつたんですけども、行政側が提示するテーマ

なのか、申請者側がテーマを出すのかっていうのは結構大きなところで、私は両方あっていいと思います。行政提案もあっていいと思うし、民間提案もあっていいと。

(坂井副委員長) 活動団体または市が提案するとあります。

(山岡委員長) 書いてありますね、失礼しました。

(阿部委員) 変な話をさせていただきますが、さっきののりあい善行の話なんですけれど、市が車を提供して、運転手は民間企業が提供して、運営を NPO 団体がやりますよと、いう協働ですと提案したらこれは通るんですかね。

(山岡委員長) 通るかどうかは別として、申請はあり得るってことですよね。

(阿部委員) 今なら、民間企業はお金くれって行って運転手代をとっているんですね、整備も請け負っている、そのお金が市から出ているみたいな恰好になっているわけですけども、そのイメージを協働にもっていくと、そういうことをやらせることをしていることになるんですかね。

(山岡委員長) 例えば、市がダイレクトに民間企業に依頼してバス路線を作ろうと思ったら、もっととんでもないお金がいるわけですよ。ところが、こうやって市民団体が先頭になってくれることによって、端的に言うとなんていうか、運転手の人件費だけでできるとすれば、それは協働の成果じゃないでしょうか。

(手塚委員) そのとき質問したんだけどさ、お金の問題と事故のことで質問したんだよ。事故が起きた時に、例えば死亡事故、その事故が起こった時にどこが責任をとるのかと。今の交通法だとね、車に傷害を受けた場合には、運転手を相手に取ってもいいし、お客を相手取ってもいいし、会社を相手取ってもいいし、その事故に遭った人は誰に対しても請求できるんだよ。そうすると、3団体がそういう交通事故に絡まるような事業を行った場合にね、被害者は誰に損害賠償をするのか、その辺のところを最初にはっきり決めておかないと、市が絡んでたら必ず市にくるよ。それからもう一つは、江の島で車を担いで上がっていくっていうときに、事故があった。じゃああのとき事故があったらどうするんだ、とかそういう危険があったときに協働で提案した場合の責任の所在っていうのが、協働の場合には必ず市にくる。だから、市がね、はっきり責任がとれるかどうか。それから、農業問題のときもそうでしたよ、あれは必ず市に来るんだから。本当に市が責任とれるかどうかと。だから、その責任問題があると、必ずしも安易に協働っていうことをね、やっちゃうと危ないんじゃないかと。

だから、この間善行のときは静岡の例を挙げて、事故が起きたときは静岡ではこうい

う対応をしたんだよってというふうに話したんだ。だからやっぱり非常にね、協働っていうときに対応するには非常に難しいんじゃないかな。

(坂井副委員長) まあ協働だと、事業をやるときに協定書作るんだと思うんですよね。その中で、事故があったときの対応はどうだっというのを関係者で取り決めて明記しておく。基本的に協働事業っていうと2～3年ですよ。それが終わったあと、じゃあそれが終わったら、もうこの事業はなくなっちゃうのって、なかなかそういうものには協働でお金出しにくいですよ。

(手塚委員) けどさ、事故に遭った人はさ、市が絡んでいるから、協定があろうがなかろうが必ず市の方へ請求しますよ。だからそういうことをね、きちっと文面にうたっておかないと。

(坂井副委員長) そうです、協定書の中にうたいこんでいるんです。

(手塚委員) だから、そういう協定書をつくったり、代表を誰にするとかそういうことが非常に複雑だから、内容よりもそういうことを作ったりすることが複雑になるんじゃない。そのときにはね、そういうのが仕事だからと割り切れればいいんだけどね。本来のやろうとしていることと違うことですよ、準備するっていうことは。だから、非常にわずらわしいことですよ。

(坂井副委員長) そうですね。たしかにわずらわしいです。関係者が3人いたら、3人を甲乙丙とつけて、それで中身を作る、最後に甲乙丙3人が連名で署名して成立するんですよ協定書が。そういうのを作る役割分担をしっかりと書き込んで、整理するということになるのかなと思います。

(阿部委員) だから協働は難しいということじゃなくて、どういうふうにしてそれをやっというかっていう話であって、それをあえてここで頑張ってもらいましょうよって話ですよ。

(手塚委員) そういうアドバイスをするのにね、コーディネーターが必要ならば、この16人の先生の中の2人くらいをそういう傷害・犯罪なんかそういうところに派遣してあげて、その人たちにアドバイスしてあげればいい。そういう意味でコーディネーターは立派な役割を果たすと思いますよ。

(村上委員) 協働のところなんですけれど、先ほどの阿部委員のおっしゃったのりあい善行みたいなかたちで、地域がつくったNPOと民間企業が協働して、地域のそういった公共交通機関の空白地域を埋めていくっていう地域課題に取り組むんですっていうふう

に、応募した場合については協働事業は負担事業だとダメなんですか。

(山岡委員長) いや、行政と協働すれば負担金でいいんじゃないですか。

(村上委員) これはのりあい善行と民間企業との協働事業で、企業としても地域に貢献したいから、これだけかかる場所をほんのちょっとの値段でやってもらってます、でもこの金額あと100万円足りないんですっていったときに、民間企業との協働事業ですからこれに応募したいっていったらば、それは市の方との協働事業ではないのでダメなんですかね。

(山岡委員長) それを受け入れられる受け皿をステップアップにつけられたのでしょうか。

(村上委員) そうすると、40万円くらいしかないじゃないですか。協働コースの金額は大きいんですよ。だから、地域の課題を本当に地域の社会福祉法人と連携して社福の特有の車が空いているときに、まわしてくれるみたいだよと、じゃあこれで一緒にやろうと。手塚委員の言ったそうだったじゃあリスク管理をどうしていこうか、保険代がこれだけかかるよと、それぞれでちゃんとやっておかなくちゃダメだよと、誰が訴えられるかわからないから、このお金が足りないんです、これで協働事業で申し込むのはできないってことなんですよ。100万円くらいかかります、40万円じゃ足りないんです。一般的に40万円くらいの金額じゃとてもとてもできませんと。

(坂井副委員長) だから、そこに例えば地域振興課みたいな課が、それに乗っかって言えばそれは市との協働事業になるし、いやそれは市民でもうやってくださいと突き放してしまえば補助事業ですよ。その時に、お金が足りないという話で200万円ってなかなか難しいんだけど、例えば市民協働を促進しようとするのであれば、市民協働事業についてはプラス10万円しますよとか、そういうやり方もあると思うんですよ。インセンティブですね、それを促進しようとするならば。

(山岡委員長) ただ、今の村上委員がおっしゃったことだと、市と協働しましょう、3者で協働でやりましょうと提案すれば、この200万円の枠で申請ができるということになるわけですね。

(村上委員) でも市の方が、いやちょっとねと、あなたたちでやってくださいと言ったら、これは受けられないということになるんですね。そうすると、この負担金の使途のところに、民間についても協働の相手先として想定するっていうのを、これは全体的にまったくない話ということなんですかね。

(事務局) この意味合いは、この資料を作ったときはそういうものを想定していたんです

けれども、今委員長の方からステップアップの方に民間協働コースというものがあれば、この前提は消えてきますね。

(山岡委員長) 悩ましいところですね。

(今井委員) 全体の予算ってこれで決まっているんですか。

(事務局) 今現在の二つの事業の予算を合わせて、なるべく上回らないようにしたいと思っています。だから、上限は1100万~1200万円くらい。

(今井委員) 平成31年度が、助成事業と協働事業を足すと、1200万円。

(事務局) そうですね、この合算が上限ぐらいとしたいです。

(今井委員) なるほど。減っているから、減らしていいのかなってところがちょっとあったので。

(事務局) ですから、予算の部分については仮置きです。

(今井委員) 若干、増やすことはできなくはないということですよ。色々盛り込みすぎてきているように気がしているので、不安を感じてきました。スタートアップも支援するし、若者のところも支援したいし、先ほどの民協も支援したいし、協働事業も頑張りたいみたいになっているので。

(西貝委員) 質問したいんですけども、協働コースで、この資料をまとめていくときに、より利用してもらうために工夫したそういう目玉みたいなのはあるんですか。今までと同じだったら、そんなに利用しないってことになっちゃうから、今度の新しい制度になったときにこれはより魅力のある制度だから、利用してくれるだろうっていうようなことがこの中にあるのかなと。あの、民協でやるのがいいですよというのが一つだと思うんです。もう一つはその中に、先ほど委員長がおっしゃったように行政側がこれをどういうふうに受け止めているのかなって、この事業自体をですね。行政がテーマを出して、こういうのをやってくれるとこないっていうのなら、行政が積極的に出すわけなんですけど、逆に市民の人の方が手を挙げたときに、行政側は業務量が増えちゃうんだから、今まで以外のものが入ってくるんだから、行政側がうーんって言うとお茶を濁して2年間過ぎちゃうみたいなことがあるかもしれないので、その2点がこの事業でより魅力的で活性化されて効果が出てくるっていうのを事務局としてこれを書いているときに、なんか転向したのかなってちょっと参考に聞きたいと思っております。

(事務局) あの、今現在のまちづくりパートナーシップ協働提案事業っていうのは、良いものだという一定程度の解釈はしていますので、基本的にはその考え方は全部消すこと

なく入れた。プラスアルファすれば、今西貝委員がおっしゃられたように民民の協働も対象にしたといったところは大きなところですよ。あと、助成額の部分については、ほぼ変わっていませんので、大きく言えばそこだけです。

(手塚委員) いや、目玉としてはこの **Switch** エントリーシートを作ったことだと思いますよ。これはね、僕に言わせるともうちょっと少なくしてもらいたいんだけど、エントリーシートをね、書いてね、とにかく応募すると。そういうことにすると、今まで通りきちっとした書式に基づいてね、面々と書いたやつじゃなくて、このエントリーシートでとにかく書いて出せばっていうことであればね、少なくともノミネートはするんだと。その効果はね、非常にあると思いますよ。

このエントリーシートをね、どう活用するかっていうのが問題なんだけど、さっき私が言ったようにね、このエントリーシートが出てきて、ここで審査するかどうかわからないんだけど、まあいいんじゃないのと、もうちょっとなんか膨らませればいいのになるよっていったときには合格ですよ。その合格団体の段階から、推進センターにいる16人プラスアルファの人たちに、いつでも合格してあかつきでも、申請する前でも、いつでもエントリーシートを出して **OK** になった人は、コーディネーターとして使っていますよと。そうふうにするとね、それはすごい目玉になると思いますよ。今までは、シートを出してきっちり書いて出してみても、プレゼンテーションをするまでさ、どうなるかわからないわけだよ。だけど、今度これを出して **OK** になって、相談窓口はこれだけありますよって非常にいい目玉になると思いますよ。今の副委員長の答えで言えば。

非常にね、アイデアが集まるんじゃないかと。そのときに民民じゃないけれども、これがたくさん集まってきたときに、この団体とこの団体と4つくらい同じようなテーマを出してきたら、じゃあ4つの団体が集まってもらって、4つの団体で協働してこういうのを一生懸命やって出したらどうですかっていうと民民のあれが始まるんじゃないですか。だからこのエントリーシートを今度ね、もうちょっとシンプルだったらいいんだけど、このくらいのものでできたっていうのは非常にいいことだと思う。これとコーディネーター制度を抱き合わせてやればね、今度の新しい助成金制度の一つの目玉になるんじゃないかと思うんですよね。そうすると、これもらった段階でコーディネーターの準備ができるんですよ事務局で。こういうテーマがきてるから、こういうコーディネーターを16人以外で必要だったら、一生懸命探して間に合うように準備することができますよね。だから、事前にエントリーシートを出してもらってっていうことはね、非常

にいいことだと思う。

今、あれがやっているんだよね、湘南ビジネスコンテストっていうのがこの方式だよ。もうちょっと簡単なやつでインターネットで応募して、だいたいOKなんだけれども、OKになるとちゃんと正式なやつを出してくださいと。その正式なこれを出すまでにね、きちんとコーディネーターがやりますよと。その代わり、2000円要ります。2000円ってコーディネーターが全部フォローしてくれます。合格したあとも、そのコーディネーターの人たちが最初のプレゼンテーションまでフォローしてくれますよと。月に一回か二回フォローしてくれますよと。

だからこのコーディネーター制度は非常にいいんじゃないかなと思います。目玉になるんじゃないかと思いますよ。コーディネーター制度とこのエントリーシートを抱き合わせると、今までとは一味ちがった助成金制度になるんじゃないかなと思いますけどね。

(阿部委員) ちょっと話変えちゃっていいですかね。副委員長に今日言われて、組織基盤を確立するという言葉が入ってますよね。組織基盤を確立するための市民活動助成制度だったというのがありましたんですけど、組織基盤の整備と限っちゃうと、なんかパソコン買ったり、あればっかりになりまして、でも委員長がこの間おっしゃったように一つ事業をもう一遍出してくださいというのも組織基盤じゃないかと。だから、なんか組織基盤という言葉と言っちゃうと、事業やっちゃいけないんだみたいな意味にとられてしまって、そうでもないんじゃないかと。事業一つやる継続することも、組織基盤を固めることになるんじゃないかということがあって、これは今度の全文には入るんでしょかね、やっぱり委員さんも組織基盤じゃない、目的は組織基盤じゃないでしょ、いいことをやるのが市民活動の目的でしょっておっしゃっているんですけども、そのところはどういうふうに思っておられますか。

(事務局) そうですね、事業に対して直接的な影響があるかどうかっていったところになるかと思うんですけども、例えば組織基盤の強化というところで、パソコンを買いますとかプロジェクターを買いますっていうのも一定程度、団体の組織基盤強化にはなるかとは思いますが、事業を行って間接的に運営の強化を行っていくっていったところも、基盤強化になると思うんです。先ほど、坂井副委員長がおっしゃられたように、組織基盤の強化ではなくて、運営基盤というかたちにちょっと言葉を変えていこうかと考えております。

(阿部委員) なるほどね。

(山岡委員長) そうですね、組織は事業を行うための組織ですから。むしろ団体側からすると組織基盤とか運営基盤だと、予算を何にでも使えるっていう自由度が高まるありがたさがあると思うんですよね。事業経費だとその事業以外には一切使えないということになるので、比較的自由に使えるようになるという良さがあると思います。

(阿部委員) 特にスタートの人たちっていうのは、組織をなんとかしましよってお金を借りるんじゃないかと、こんなことをやってみたいんだけども本当に効果があるか試してみたいんだよ程度だと思うんですよね。それを、いや組織ですからって言うのと、ちょっと違うんじゃないかなと。やっごらんよそれ、活動してごらんよ、そして課題が見えてくるねっていうのにお金を出してあげてもいいんじゃないかと。

(山岡委員長) たぶんスタート支援はそういうことですよ。

(事務局) 4ページのスタート支援コースで、補助金の使途というところに、但し書きで入れさせていただいております。特に活動資金として限定はしないんですけれども、単発のイベントの部分については、ここは一定程度除外をさせていただきたいなといったところをご理解をいただければと思います。

(阿部委員) それは、単発のイベントはやっぱダメですかね。

(細沼委員) 継続性がないからって意味ですよ。

(事務局) 例えば、一回音楽会をやっ、それが運営基盤に本当につながるのかどうかってところの判断になってきちゃうのかと思うんです。

(阿部委員) それは、一度やってみてこれは効果があるから、今度は組織を固めてこうしようとして、ステップアップのところやる話であって、スタートは一発やってみてもいいんじゃないかという気もするんですけどね。継続性があるものだけ、そのきっかけづくり、ちょっと趣旨とずれてくるかもしれないんですけど、スタート支援はやっごらんという話で、私はちょっときっかけづくりという意味ではやらせてあげたいなという気分はあるんですけど。

(山岡委員長) その辺は門前払いするというよりも、ここで継続性、例えば年に複数回、今後も継続していくみたいなことがある程度はつきり確認できればいいんじゃないかなと思います。あんまり、これ一回限りだから門前払いみたいな感じではなくて。

(手塚委員) これの今の話ですと、自治会と関係6団体のまちづくりをどうするかって決めなくちゃいけないんだけどね、自治会でやってる公民館祭りなんかで、一発勝負で

毎年さ、餅つき大会やったりさ、毎年やってるんだよ、毎年一回ずつ。そういうのはさ継続だよ。毎年、周りの人たちが待ってる。だから単発なんだけど継続なんだよね。そういうのはね、自治会が出てきたときにどうする対応するか。たぶん、そういうのを入れたとするとね、自治会応募していいよってなったら、必ずそういうのが出てくると思う。

(山岡委員長) だから、今までずっとやってきて、今までお金を出してくれた人が出してくれなくなって予算がとれないから、だから今年の方はこの助成金をくださいとかそういうのは無しだと思うんですけども。だけど、阿部委員がおっしゃったように新しく何かこういうかたちで地域とつながりをつくっていきたいんだとか、そういうところで、たまたまやるのは年に一回のフェスティバルだということであれば、それこそエントリーシートを見て本当に支援する必要があると判断できればいいかもしれない。

(手塚委員) あれは認めたじゃないですか、湘南台の駅の中でやってる学生を集めて、わっつとやったのがあるでしょ。あれ単発ですよ、だけどずっと継続してやってるじゃないですか。だからあれは認められましたよね、ここでね。

(今井委員) 対外的なものはイベント年一かもしれないけど、それにいくまでの会議がちゃんとあるとか、仲間づくりの要素があって、それがそのまま続くんだろうなと想定されればいいかなという気がします。

(山岡委員長) あと残りが10分切りましたので、ご意見をぜひ出していただきたいのですけれど。あと、ちょっと今後のスケジュール感を教えていただいてもいいでしょうか。

(事務局) はい。一定程度、今日いただきましたご意見等踏まえて、再度修正させていただきます。一週間二週間ぐらいの間にもう一度、委員の皆様にお返しして、次回10月19日が皆さんにお集まりいただく機会ございますが、そこを締め切りにさせていただきます。そこで終了と。

(山岡委員長) 10月19日が、もう最終版で、そこで確定。ここでは意見を出すっていうよりも、例えばメールでもらったものを見て、意見があれば言って、19日にできたものを見て、これでいいよねと確認をするという、そういうイメージでよろしいでしょうか。じゃあ、その間にメールで意見を言う機会はまだ一回あるという、そういう認識でよろしいですね。

(手塚委員) 自治会と6団体のやつ、決めちゃわなきゃまずいんじゃないの。まだ宙ぶらりんなんだよ。一応、決まったような感じなんだけどさ、それどうするか。13地区の

まちづくりから提案があればそれを受け入れるかどうか。

(事務局) 自治会とか地域の6団体については、スタート支援しろステップアップ支援にしろ、設立年数で引っかかってしまうというところがありますので、例えばスタート支援であれば、設立から3年未満、ステップアップであれば設立から1年以上の団体というかたちになりますので、特にスタート支援の部分については設立年数に引っかかりますので、自治会としての申請はここではなしというかたちにはしています。

ただし、自治会の中人たちが3人以上集まって新しい活動をやりたいということであれば、それは拒むものではないですし、ぜひそういうかたちではエントリーをしていただきたい。ただ、自治会町内会は藤沢市では476ありますので、そういうことを明記してしまうと、審査が集中するのかどうかといったところもあって、今回そこまで書かなかったんですけれども。

(山岡委員長) まあ除外はしていないということですね。

(事務局) そうですね。

(山岡委員長) いいですか、あと5分くらいですけれども。私一つ気になったところが、ステップアップ支援について、1団体につき2回まで対象とあって、予算のところは単年度かつ1回限りの助成と書いてあるのは、ここの整合がよくわからなかったんですけれども。2回受けられるのに1回限りとは…。最長2年ということでしょうか。

(事務局) すみません、前回のものと1回限りだったんですけれども、2回に増やして、下は消していません。

(山岡委員長) 2回っていうよりも、最長2年がいいかなって思ったんです。2回申請するっていうよりも、2年計画を申請してもらった方が、特に運営基盤だと少し長期的に見る必要があるので、単年よりも複数年の申請の方が私はいい気がします。本当は3年とか。

(坂井副委員長) 同じステップアップ支援の、補助金の使途の下から二つ目、先進都市の視察と書いてあるんですけれども、先進取り組み事例ぐらいの言い方がいいかなと思いました。

(山岡委員長) 細かいんですけれども、3年未満とかいうものの、起点ははっきりさせた方がいいと思います。申請時なのか、契約時なのか、そこはしておかないと、たぶん申請は半年ぐらい前になるので。契約時でいいんじゃないかなと気がします。遅く申請するといけちゃうみたいなことが起きる可能性があるのです。あるいは4月1日時点とか。

(阿部委員) 一団体20万円を上限としますと言って、5万円の団体があつて、15万円が余ってきたということにするんですか。それとも次のに生かしていくんですかね。そのところはアイデアがあるんですかね。

(事務局) 予算的には、20万円の4団体というのを予算をとりますというかたちですが、例えば1団体が5万円で15万円余れば、それは不用額というかたちになりますね。

(阿部委員) 5番目の団体が5万円でいいんだけどもといつても、それははねちゃうと。

(事務局) 非常にむずかしいんですけども、ちょっと一度審査会でご検討いただくものでもいいかなと思っています。

(坂井副委員長) 協働は200万円上限ということなんですけれど、予算の方の想定は450万円なんで、そうすると一年につき1団体っていうイメージなのかなと、もし200万円出すのなら。

(事務局) これはあくまでも令和2年の想定なので、令和3年に例えば最大で4団体になる可能性があります。そうすると負担金は最大800万円になると思います。

(坂井副委員長) さっき市からの提案と両方あるということだったんで、1団体だったらどうするんだそれはってちょっと思ったんですが。

(事務局) 少し、ステップアップ支援のところに民間協働コースというのも設置をしたいと思いますので、予算の額の部分については、おまかせをいただければと思います。

(村上委員) ちょっと質問なんですけれど、協働コースのところ、社福と学校法人を含むというのは、応募できる法人にするという意味で入っているんですか。

(事務局) 協働相手としてですね。

(山岡委員長) NPOと社福とか、そういうことですね。NPOと大学とか。

(細沼委員) 主がNPOになる。主が上の団体で。

(事務局) ①～⑥がメインで、協働相手としては①～⑥以外にも社福とか学校法人も含めますという。

(細沼委員) ステップアップの方は、自治会は入るんですか。入らない？

(事務局) 自治会という名称では入らないです。その中からグループ化をして、新たにエントリーをしていただければ。

(山岡委員長) よろしいですかね。一応時間になりましたので、細かいところはまだあると思いますので、中の文言とか言い回しとかも重要だと思いますので、そういうことが

またあれば事務局の方にメールなどで随時連絡をしてください。今日の検討を踏まえて改定案をつくっていただけるということなので、それにまたご意見ください。10月19日が最終というかたちでよろしいですかね。あくまでも考え方というか骨子ですので、細かい要綱だ云々とかまた後日見る機会はあると思いますので、確認していただければと思います。

以上で、議題1「助成事業・協働事業見直しについて」を終了します。本日はこれだけで全ての日程が終了しました。以上をもちまして、令和元年度藤沢市市民活動推進委員会分科会を閉会いたします。本日は大変お疲れさまでした。